

平成26年度 さいたま市男女共同参画施策に関する苦情の申出の処理状況

1 申出・処理件数

申出件数	1件
処理件数	1件（前年度繰越1件含む）
繰越件数	0件

2 概要

調査を行ったが、勧告等を行っていない申出（1件）

申出内容	処理状況
<p><b>収受番号25-4</b></p> <p>一．2013年12月16日付けの苦情申出（官製市民団体「さいたま市リサイクル女性会議」の設立を定めた市要綱の廃止等を求める件）について、再度、調査してください。</p> <p>二．再調査にあたっては、苦情処理委員広岡守穂を忌避します。</p> <p><b>【再調査申立ての理由】</b></p> <p>第1 2013年12月16日付けで提起した苦情申出（官製市民団体「さいたま市リサイクル女性会議」の設立を定めた市要綱の廃止等を求める件。以下、本件申出という。）に対して、2014年3月5日（水）に普通郵便にて、苦情処理委員広岡守穂の名義の「調査結果等通知書」（2014年3月3日付け・第29号。以下、本件通知書という。）を受け取りました。</p> <p>第2 本件通知書において、広岡守穂委員は「最初に質問してから6ヶ月…経過していますが…なおしばらく経過を見守るべきである」という判断を示していました。</p> <p>※注記：広岡守穂委員が聴聞等の調査をした時点は2014年2月上旬とのこと。</p> <p>第3 しかしながら、広岡守穂委員は、その判断の前提となる基礎的事実関係について、重大な錯誤をしています。すなわち、本件申出の対象事案の担当課である資源循環政策課に対して「最初に質問」した時期は2012年8月8日であるにもかかわらず、広岡守穂委員は「平成25年（2013）年8月8日」と著しい事実誤認をしています。</p> <p>第4 したがって、《まだ6カ月しかたっていない》ので</p>	<p>平成25年12月16日付けの苦情の申出について、さいたま市男女共同参画苦情処理委員は、申出者が所管課に対し最初に質問した日を「平成24年8月8日」であったと認識し、最初に質問した日から既に「1年6ヵ月」を経過していることを理解しておりました。その上で、所管課に対し聴聞を行ったところ、「さいたま市リサイクル女性会議」のあり方の方向性について、数年に渡り協議を重ね、副市長にも相談するまでに至っており、十分に検討されていることから、「しばらく経過を見守るべきとの結論」に達したもので、「調査の結果等」の「平成25（2013）年8月8日」及び「6ヶ月」の記載は明らかな誤記でした。</p> <p>これを踏まえ、平成26年4月17日に開催した苦情処理委員会議における合議において、調査結果の見直しを行う必要はないとの結論に至り、よって調査はしないことといたしました。</p> <p>また、「調査の結果等」欄の記載内</p>

はなく、正しくは「1年6カ月も経っている」ことになり、  
調査結果は見直されるべきです。

第5 広岡守穂委員へ寄せる信頼は、すでに失われています。

容に誤りがありましたこととお詫び  
申し上げます。

(処理 平成26年5月14日)